

成年後見制度とは？

物事を判断する能力が
十分でない人について
本人の権利を守るために法的に
さまざまな支援を行う制度です。



成年後見制度は こんな方に

- お金のやりくりができない
書類の手続きに困っている



- 福祉サービスの利用、入院、
施設入所の手続きが難しい



成年後見制度で できること



財産管理

- 通帳や権利証などの保管
- 収支の管理(各種支払い)
- 重要な財産の管理
- 金融機関との取引
- 年金や賃料等収入の受領



身上監護

- 本人の住居に関すること
- 医療の契約などに関すること
- 介護の契約に関すること
- 施設入退所に関すること

※身元保証や医療行為の同意などはできません

成年後見制度を利用するには?

1

相談



相談は無料です。
本人でなくても
大丈夫です。

草津町社会福祉協議会に相談してみましょう

2

申し立て書類の準備

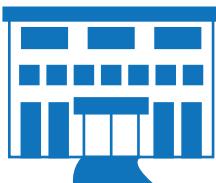
弁護士、司法書士に
依頼する場合は
有料です。



準備の仕方も相談できます。

3

家庭裁判所に申し立て



家庭
裁判所

本人の他、配偶者や
4親頭内の親族、市町村長などが
申し立てることができます。

受付後、家庭裁判所が調査などを行います。

4

成年後見人等の決定

後見・保佐・補助の
類型が決まります。
類型によって
成年後見人等のできることは
違います。



裁判所が成年後見人等を決めます。



Q&A

成年後見人がつくと、買い物は自分でできなくなる?

A: 食べ物、洋服など日常生活に
必要なものは自分で買えますよ。

成年後見人等には何でも頼めるの?

A: 食事の世話や介護など頼めない
こともあります。

成年後見人は申し立てをしてからどのくらいで
決まるの?どんな費用がかかるの?

A: 1ヶ月から3ヶ月が多いです。
申し立て費用は手数料・印紙代・切手代など。
必要な場合は鑑定料がかかります。

成年後見人等はどんな人がなるの?

A: 草津町社協の他、弁護士や司法書士、
社会福祉士などです。親族や
市民後見人が選ばれることもあります。

成年後見人等に支払う費用はどのくらいになるの?

A: 本人の生活に支障がない範囲で
裁判所が決めますよ。



ご家族やご自身の認知症を
心配される方
知的障がいのある方
精神障がいのある方
その支援者の方
お気軽に草津町社会福祉協議会
までご相談ください

草津町社会福祉協議会

Tel:0279-88-1050

受付時間:8:30~17:15(月曜日~金曜日)

メール:kusa-nichijo@grace.ocn.ne.jp

〒377-1711

群馬県 吾妻郡 草津町 大字草津 464-28

草津町社会福祉協議会

セブン-イレブン
292

ホテル櫻井

ターミナル通り

草津町役場

スーパー
もくべえ

草津町
バスターミナル

292